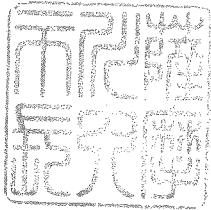


薩摩川内市告示第43号

令和6年能登半島地震による被災者に対する市税等の申告等の期限を次のとおり延長する。

令和6年1月18日

薩摩川内市長 田中良二



薩摩川内市税条例（平成16年薩摩川内市条例第64号）第18条の2第1項（薩摩川内市国民健康保険税条例（平成17年薩摩川内市条例第7号）第28条の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）、薩摩川内市税条例及び薩摩川内市国民健康保険税条例に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所、居所、事務所又は事業所を有する者に係るもので、その期限が令和6年1月1日以降に到来するものについては、その期限を別途告示で定める期日まで延長する。

指定地域
石川県及び富山県